

情報セキュリティ政策会議の構成員の委嘱期間について

平成 19 年 7 月 30 日

情報セキュリティ政策会議議長決定

「情報セキュリティ政策会議の設置について」（平成 17 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）（以下「設置規定」という。）の 5 に基づき、以下のとおり定める。

- 1 設置規定の 2 に定める「情報セキュリティ対策に関し優れた見識を有する者であって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長から政策会議における審議に参画することを委嘱された者」たる構成員（以下「有識者構成員」という。）の委嘱期間は、2 年とする。ただし、補欠の有識者構成員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の有識者構成員は、再び委嘱することができる。